

氷見市景観審議会の役割について

氷見市景観審議会の役割について

○氷見市景観条例第17条より抜粋

- ・良好な景観形成に関し必要な事項について調査審議する。
- ・調査審議する内容
 - この条例の規定によりその権限に属させられた事項。
 - その他、良好な景観形成に関し市長が必要と認める事項。
- ・良好な景観形成に関して市長に意見を述べることができる。
- ・10人以内の委員とし、学識経験者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員等専門性を有する者及び公募市民にて構成する。
- ・委員の任期は、2年とする。（委員は、再任できる）
- ・特別な事項を調査審議するために必要があるときは、当該事項に精通する専門家その他関係者の出席を市長に要請することができる。
- ・運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○氷見市景観条例施行規則第11条より抜粋

- ・会長を置き、委員の互選によって定める。
- ・会長が招集し、その会議の議長となる。
 - （会長の選任前においては市長が審議会を招集する）
 - （会長に事故があるときはあらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する）
- ・委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- ・審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。
- ・その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

氷見市景観審議会の役割について

氷見市景観条例の規定より

審議会の意見を聴かなければならない事項	条例における規定条文
・ 景観計画を策定または変更するとき	条例第 4 条第 1 項
・ 景観形成重点地区の指定をしようとするとき	条例第 4 条第 2 項
・ 届出行為が不適合で、かつ指導・助言に従わない場合の勧告	条例第 7 条
・ 特定届出対象行為が不適合で、かつ指導・助言に従わない場合の必要な措置の命令	条例第 10 条
・ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定または指定の解除をしようとするとき	条例第 12 条第 1 項
必要に応じて審議会の意見を聴く事項	
・ 勧告に従わない場合の事実の公表をするとき	条例第 8 条第 2 項

※景観形成重点地区

氷見市内で特に積極的に景観誘導を行う地区

※特定届出対象行為

届出対象行為の中で別に条例で定めるもの

※景観重要建造物及び景観重要樹木

景観上重要な建造物及び樹木を指定しその維持、保全継承を図るもの